



川越市建設工事標準請負契約約款等の一部改正について（お知らせ）

継続費又は債務負担行為に係る契約について、支払いに係る算定式の適切化を図るため、下記のとおり川越市建設工事標準請負契約約款等の一部を改正しましたので、お知らせします。

1 改正内容の概要

(1) 川越市建設工事標準請負契約約款

→ 第41条における「請負代金額」の読み替え規定を、「支払限度額」から「出来高予定額」へ見直し

(2) 川越市標準委託契約約款、川越市土木設計業務標準委託契約約款、川越市建築設計業務標準委託契約約款

→ 第38条の2において「支払限度額」に対応する「履行高予定額」の設定を規定。第38条の3における「請負代金額」の読み替え規定を、「支払限度額」から「履行高予定額」へ見直し

2 適用日

令和7年10月1日以降に入札公告、指名通知又は見積通知を行う案件から適用します。

3 改正内容の詳細

今回の改正の詳細な内容については、改正後の各契約約款をご覧ください。

詳細については、川越市公式ホームページでご確認いただけます。



川越市 契約約款の改正

で

検索



川越市マスコットキャラクター ときも



建設工事の入札参加業者の格付基準及び発注標準額について

令和7・8年度建設工事の入札参加業者における格付基準及び発注標準額について、以下のとおり令和5・6年度のものから変更しますので、お知らせします。

1 変更内容

令和5・6年度 格付基準・発注標準額			令和7・8年度 格付基準・発注標準額		
土木一式工事			土木一式工事		
A	750点以上	2人以上	A	750点以上	2人以上
B	750点未満 650点以上		B	750点未満 650点以上	
C	650点未満		C	650点未満	
建築一式工事			建築一式工事		
A	850点以上	5人以上	A	850点以上	5人以上
B	850点未満 650点以上		B	850点未満 650点以上	
C	650点未満		C	650点未満	
電気工事			電気工事		
A	800点以上		A	820点以上	
B	800点未満 650点以上		B	820点未満 670点以上	
C	650点未満		C	670点未満	
管工事（水道施設に係る管工事を除く。）			管工事（水道施設に係る管工事を除く。）		
A	750点以上		A	770点以上	
B	750点未満 650点以上		B	770点未満 670点以上	
C	650点未満		C	670点未満	
管工事（水道施設に係る管工事）			管工事（水道施設に係る管工事）		
A	750点以上		A	770点以上	
B	750点未満 650点以上		B	770点未満 670点以上	
C	650点未満		C	670点未満	
舗装工事			舗装工事		
A	750点以上		A	750点以上	
B	750点未満 650点以上		B	750点未満 650点以上	
C	650点未満		C	650点未満	

※級別の発注標準額があらかじめ定められているもののみを記載しています。

※詳細は「川越市競争入札参加者の資格等に関する規程」をご確認ください。

2 適用日

令和7年4月1日以降に入札公告、指名通知を行う案件から適用します。

3 変更内容の詳細

詳細については、改正後の川越市競争入札参加者の資格等に関する規程をご覧ください。

詳細については、川越市公式ホームページでもご確認いただけます。

川越市 格付及び発注標準額

で

検索



川越市マスコットキャラクター ときも

【お問い合わせ】総務部契約課工事担当 電話番号：049-224-5632

川越市発注工事におけるスライド条項の運用について

スライド条項とは

川越市建設工事標準請負契約約款第26条に定められた「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」についての規定です。工事の請負契約締結後に賃金水準や物価水準の変動により請負代金額が著しく不適當となった場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

スライド条項の種類

- ・ 全体スライド（第26条第1項～第4項）
契約締結日から1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合
- ・ 単品スライド（第26条第5項）
特定の工事材料の価格に著しい変動が生じた場合
- ・ インフレスライド（第26条第6項）
急激なインフレ又はデフレが生じ、短期的かつ急激に賃金水準又は物価水準が変動した場合

上記の場合、スライド条項の適用により、請負代金額の変更ができる可能性があります。

ご相談は、下記の相談窓口をご利用ください。



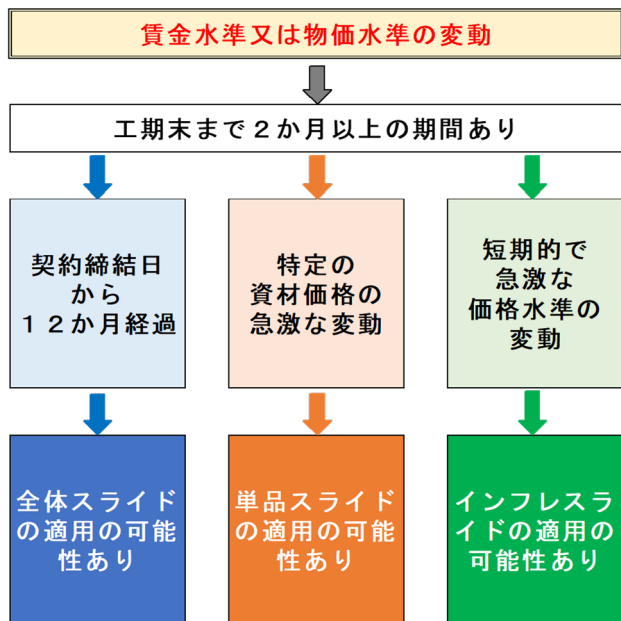
川越市マスコットキャラクター ときも

相談窓口

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ・ 受注工事のスライド額協議について | 各工事発注課所室 |
| ・ スライド条項の概要について | 契約課工事担当 |
| | 電話番号: 049-224-5632 |

スライド条項の概要とスライド額の算出方法について

スライド条項の分類イメージ（※）



※ 上図の分類は、スライド条項の分類に係る概略です。
各スライド条項の詳細は、運用基準等をご確認ください。

全体スライド（第26条第1項～第4項）

対象（A）

- ・ 基準日（※1）以降に施工する部分
- ・ 基準日以降に購入する工事材料

対象外

- ・ 基準日時点で施工済み部分
 - ・ 基準日時点で現場搬入済み工事材料
- 発注者が出来高数量を確認します。

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とします。

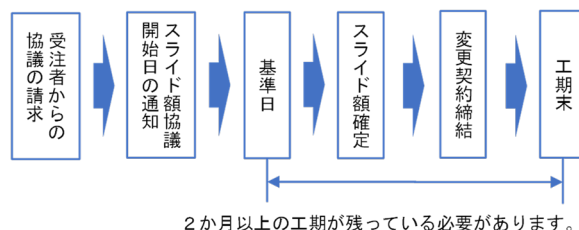
スライド額（変更額）

$$= A \text{ の変動額} - A \text{ の契約日時点の工事金額} \times 1.5\% \quad (\text{※2}) \quad (\text{※3})$$

※2 変動額：基準日時点の工事金額－契約日時点の工事金額

※3 工事金額：発注者の積算による工事価格×落札率

手続の流れ（概要）



- ・ インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・ 全体スライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。

単品スライド（第26条第5項）

対象（A）

変動額が対象工事費の1%を超える工事材料価格
(対象工事費＝請負代金額－B)

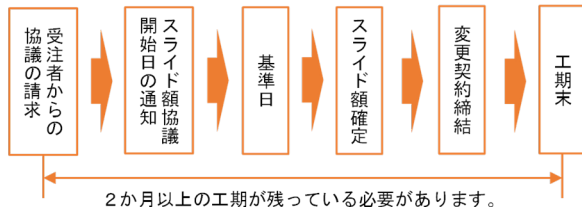
対象外（B）

- ・ 部分払完了部分（※1）
- ・ 部分引渡し完了部分

※1 部分払検査請求時にその部分について単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、部分払検査結果通知に適用対象と記載があった場合は、対象とすることができます。

$$\text{スライド額（変更額）} = A \text{ の変動額} - \text{対象工事費} \times 1\%$$

手続の流れ（概要）



- ・ 工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を超えるかどうかを判定してください。
- ・ その他材料の分類については工事発注課所室に相談してください。
- ・ 対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類（納品書、請求書など）を提出する必要があります。

インフレスライド（第26条第6項）

対象（A）

- ・ 基準日（※1）以降に施工する部分
- ・ 基準日以降に購入する工事材料

対象外

- ・ 基準日時点で施工済み部分
 - ・ 基準日時点で現場搬入済み工事材料
- 発注者が出来高数量を確認します。

※1 基準日：受注者がスライド協議を請求した日を基本とします。

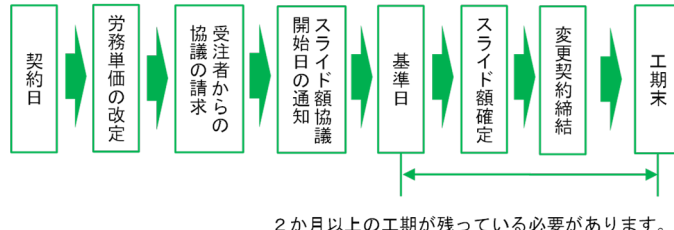
スライド額（変更額）

$$= A \text{ の変動額} - A \text{ の契約日時点の工事金額} \times 1\% \quad (\text{※2}) \quad (\text{※3})$$

※2 変動額：基準日時点の工事金額－契約日時点の工事金額

※3 工事金額：発注者の積算による工事価格×落札率

手続の流れ（概要）



- ・ 協議の請求は、埼玉県土木工事設計単価表等の労務単価の改定の日以降に行うことができます。
- ・ 全体スライド、単品スライドとの併用も可能です。
- ・ インフレスライド適用後に賃金水準が変更された場合は、再度請求することができます。

詳細については、川越市公式ホームページでもご確認いただけます。

川越市 スライド条項 で 検索